

議案第 4 1 号

三豊市市営住宅設置及び管理条例の一部改正について

三豊市市営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 2 6 年 3 月 3 日提出

三豊市長 横山 忠始

三豊市条例第 号

三豊市市営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例

三豊市市営住宅設置及び管理条例（平成 18 年三豊市条例第 202 号）の一部を次のように改正する。

別表 1 公営住宅の部 詫間地区の表中郷団地の項中「詫間町詫間 1 2 1 3 番地 1」を「詫間町詫間 1 2 1 3 番地 2」に改め、同表 2 改良住宅の部仁尾地区の表

中 「

仁尾町仁尾戊 5 1 0 番地 1
仁尾町仁尾戊 5 1 0 番地 1

」を 「

仁尾町仁尾戊 5 1 0 番地 2 3 外
仁尾町仁尾戊 5 1 0 番地 1 7 外

」に

改め、同表 4 更新住宅の部仁尾地区の表仁尾の上団地の項中「仁尾町仁尾戊 5 1 0 番地 1」を「仁尾町仁尾戊 5 1 0 番地 5 外」に改める。

附 則

この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。